

○遺失物法等に基づく特例施設占有者の指定等の事務の取扱いに関する訓令

平成19年12月7日
警察本部訓令第29号

改正 平成24年7月6日本部訓令第8号、平成26年3月25日本部訓令第10号、平成28年3月31日本部訓令第5号、令和元年6月13日本部訓令第4号、令和元年12月13日本部訓令第8号、令和3年3月30日本部訓令第4号

遺失物法等に基づく特例施設占有者の指定等の事務の取扱いに関する訓令を次のように定める。

遺失物法等に基づく特例施設占有者の指定等の事務の取扱いに関する訓令
(趣旨)

第1条 この訓令は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「施行規則」という。）、香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）及び遺失物法の規定に基づく特例施設占有者の指定、施設占有者に対する報告の要求等に係る手続に関する規則（平成19年香川県公安委員会規則第23号。以下「指定規則」という。）の規定に基づき実施する特例施設占有者の指定等に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の取扱い)

第2条 警察署長は、指定規則第2条第2項に規定する特例施設占有者指定申請書（以下「指定申請書」という。）又は指定規則第4条第1項に規定する特例施設占有者変更事項届出書（以下「変更届出書」という。）の提出を受けたときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条又は第37条の規定により、指定申請書又は変更届出書（以下「申請書等」という。）が法令に定められた形式上の要件に適合しているかどうかを審査し、又は確認し、適合していないものについては、補正を求める等適切な措置をとらなければならない。

2 警察署長は、申請書等の提出を受ける場合において、申請書等の記載事項について調査を要するときは、令第5条第5号に掲げる要件に関し、当該職員が調査することを告知するものとする。

3 警察署長は、申請書等を受理したときは、別記様式第1号の受付簿に必要な事項を記載してその処理結果を明らかにするとともに、当該申請書等及びその関係書類を別表に定める順序により整理の上、香川県警察の文書管理に関する訓令（平成14年香川県警察本部訓令第3号）第2条第2号に規定する簿冊（以下「簿冊」という。）別に、暦年による受付順に編さんし、保存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。

4 警察署長は、申請書等及びその関係書類を香川県警察本部警務部会計課長（以下「会

計課長」という。)に送付するときは、その写しを保存するものとする。

(指定申請)

第3条 警察署長は、指定申請書の提出を受けたときは、当該職員をして別記様式第2号の特例施設占有者指定調査書により所定の事項を調査した上、別記様式第3号の特例施設占有者指定審査表(以下「審査表」という。)により審査し、香川県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が定める審査基準(以下「審査基準」という。)に適合するか否かを判断して、当該指定申請書その他の関係書類を添付した別記様式第4号の特例施設占有者指定上申書により、会計課長を経由して香川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)に上申しなければならない。

(指定等)

第4条 会計課長は、前条の規定による上申があったときは、審査表により審査した上、審査基準に適合すると認めるときは、その指定について専決し、指定規則第3条第1項に規定する特例施設占有者指定通知書の作成を行い、これを上申に係る警察署長を経由して申請者に交付するとともに、指定規則第3条第2項に規定する特例施設占有者指定公告を公安委員会の掲示板に掲示して、施行規則第28条第4項の規定による公示を行わなければならない。

(不指定等)

第5条 会計課長は、前条の規定による審査の結果、その申請が審査基準に適合しないため指定をしないことが相当と認めるときは、香川県警察本部警務部長(以下「警務部長」という。)に上申し、警務部長がその不指定について専決するものとする。この場合において、会計課長は、指定規則第3条第1項に規定する特例施設占有者不指定通知書(以下「不指定通知書」という。)の作成を行い、これを上申に係る警察署長に送付しなければならない。

2 警察署長は、前項後段の規定による不指定通知書の送付を受けたときは、これを申請者に交付して、処分の通知をしなければならない。

(変更の届出)

第6条 警察署長は、変更届出書の提出を受けたときは、届出の内容を確認し、適当と認めるときは、当該変更届出書及び関係書類を会計課長に送付しなければならない。

2 会計課長は、前項の規定による変更届出書及び関係書類の送付を受けた場合において、その届出が公示に係る事項を変更するものであるときは、専決により指定規則第4条第3項に規定する特例施設占有者変更事項公告を公安委員会の掲示板に掲示して、施行規則第29条第2項の規定による公示を行わなければならない。

(指定台帳)

第7条 会計課長は、第4条の規定による特例施設占有者指定通知書の交付をしたときは、別記様式第5号の特例施設占有者指定台帳を2通作成し、その1通を上申に係る警察署長に送付しなければならない。この場合において、会計課長及び警察署長は、当該特例施設占有者指定台帳を簿冊に指定の年月日順に累年で編さんし、保存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。

2 会計課長及び警察署長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その都度、保存する特例施設占有者指定台帳に必要な事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名若しくは名称又はその者の住所若しくは所在地の変更があったとき。
 - (2) 施設又は移動施設の名称又は所在地の変更があったとき。
 - (3) 法人の役員の氏名又は住所の変更があったとき。
 - (4) 報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求を行ったとき。
 - (5) 指示又は指定の取消しを行ったとき。
 - (6) その他特例施設占有者指定台帳の記載内容に変更があったとき。
- (指定の取消し)

第8条 警察署長は、施行規則第30条第1項の規定による指定の取消しの処分を行う必要がある事案を認知したときは、当該事案に係る報告書を添付した別記様式第6号の指定取消上申書により、速やかに、会計課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

2 会計課長は、公安委員会が前項の規定による上申に係る聴聞の実施の決定をしたときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）第8条の聴聞通知書の作成を行い、これを不利益処分の名あて人となるべき特例施設占有者に交付しなければならない。この場合において、会計課長は、上申に係る警察署長を経由して当該聴聞通知書を交付することができる。

3 会計課長は、公安委員会が施行規則第30条第1項の規定により特例施設占有者の指定の取消しを決定したときは、専決により指定規則第5条第2項に規定する特例施設占有者指定取消通知書（以下「取消通知書」という。）の作成を行い、これを上申に係る警察署長に送付するとともに、指定規則第5条第3項に規定する特例施設占有者指定取消公告を公安委員会の掲示板に掲示して、施行規則第30条第2項の規定による公示を行わなければならない。

4 警察署長は、前項の規定による取消通知書の送付を受けたときは、当該取消通知書を名あて人である特例施設占有者に交付して、処分の執行をしなければならない。

(報告等)

第9条 会計課長又は警察署長は、法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出若しくは保管物件の提示の要求をするときは、専決により指定規則第6条に規定する遺失物取扱業務に係る報告等要求書の作成を行い、これを名あて人である施設占有者又は特例施設占有者に交付しなければならない。

2 警察署長は、施設占有者又は特例施設占有者から前項の遺失物取扱業務に係る報告等要求書に係る報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示を受けたときは、その詳細を会計課長に報告しなければならない。

(指示)

第10条 警察署長は、法第26条第1項又は第2項の規定による施設占有者又は特例施設占有者に対する指示（以下この条において単に「指示」という。）を行う必要がある事案を認知したときは、当該事案に係る報告書を添付した別記様式第7号の指示処分上申書により、速やかに、会計課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

- 2 会計課長は、前項の規定による上申があったときは、これを審査し、行政手続法第13条第2項に規定する場合を除き、専決により聴聞規則第20条の弁明通知書の作成を行い、これを当該不利益処分の名あて人となるべき施設占有者又は特例施設占有者に対して交付するものとする。この場合において、当該施設占有者又は特例施設占有者から弁明があったときは、同法第29条第1項に規定する弁明書の提出を受け、又は聴聞規則第22条第1項の弁明調書を作成しなければならない。
- 3 会計課長は、前項の規定による弁明通知書の交付を上申に係る警察署長を經由して行うことができる。
- 4 会計課長は、第1項の規定による上申及び第2項の弁明について審査し、指示を行うことが相当と認めるときは、専決により指定規則第7条第2項に規定する遺失物取扱業務に係る指示書（以下「指示書」という。）の作成を行い、これを上申に係る警察署長に送付しなければならない。
- 5 警察署長は、前項の規定による指示書の送付を受けたときは、速やかに、当該指示書を名あて人である施設占有者又は特例施設占有者に交付して処分の執行をするとともに、後日、当該指示書による指示事項の履行について確認を行い、その状況を会計課長を經由して警察本部長に報告しなければならない。

（審査請求等の教示）

第11条 不指定通知書、取消通知書及び指示書に係る行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定による教示は、これらの書面の余白に記載して行わなければならない。この場合において、行政不服審査法第82条第1項の規定による教示の記載にあつては、香川県公安委員会に対する審査請求に関する規則（平成28年香川県公安委員会規則第3号）第26条の教示文を使用するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成24年7月6日本部訓令第8号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月25日本部訓令第10号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日本部訓令第5号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月13日本部訓令第4号）

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和元年12月13日本部訓令第8号）

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和3年3月30日本部訓令第4号）

- 1 この訓令は、令和3年3月30日から施行する。
- 2 改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

（別表及び別記様式 省略）